



子育て世帯臨時特例給付金の手続きはお済ませですか？

子育て支援課 ☎ 47-1283

消費税率の引き上げに際し、子育て世帯の家計への負担を減らすため、臨時的な給付措置として「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

■支給額
対象児童1人につき、3千円

■申請に必要なもの
受付期間を過ぎると、「子育て世帯臨時特例給付金」を受給できなくなり、お送りした申請書に必要事項を記しますので、手続きをお願いします。入の上、申請してください。

■申請受付期間
6月1日(月)～9月1日(火) 希望される方は、このほかにも必要な書類があります。

■申請手続き
平成27年6月分の児童手当の受給者あてに児童手当現況届及び子育て世帯臨時特例給付金申請書を同封し、郵送してあります(公務員の方は、所属する勤務先が発行します)。

■申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、窓口へ提出してください。
(平成26年度の子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた市区町村と平成27年度の申請先市区町村が同一の場合、省略が可能です)

■支給対象者
安芸高田市の住民基本台帳に記載されている方で、以下の条件を満たした方が対象です。

※平成27年6月分の児童手当の受給者(平成27年5月31日に生まれた児童を養育している受給者を含む)

■対象児童
支給対象者の平成27年6月分の児童手当の算定対象となる児童

再度提出の願いをし、書類がそろってから支給事務の手続きになります。必ず添付していただきますようお願いいたします。



安芸高田市職員を募集します

総務課 ☎ 42-5611

平成28年4月1日採用予定の職員採用資格試験の概要は次のとおりです。学歴は問いません。詳細については、「試験要項(受験案内)」をご覧ください。「試験要項(受験案内)」は、総務課、総合窓口課及び各支所にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。

試験職種	主な受験資格	採用予定人員	受付期間	第1次試験日	第1次試験	
					内容	場所
一般行政事務(A)	平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人	5名程度	8月3日(月)～8月31日(月)	9月20日(日)	基礎能力検査 事務能力検査 性格適性検査 面接試験	クリスタル アージュ
一般行政事務(B)	昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人	2名程度				
消防吏員	平成5年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 採用後、24時間勤務ができる人 採用後、安芸高田市に居住できる人	6名程度				

※上記以外の試験を実施する場合には、別途お知らせいたします。

<お問い合わせ先>

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田791番地

安芸高田市総務部総務課職員係 TEL:0826-42-5611 FAX:0826-42-4376



臨時福祉給付金の内容をお知らせします

総務課 ☎ 42-5611

消費税率の引き上げに伴う生活支援策として「臨時福祉給付金」が給付されます。

■支給対象者
基準日(平成27年1月1日)に、安芸高田市の住民基本台帳に記載されている方で、平成27年度分の市民税(均等割)が課税されない方。ただし、あなたを扶養している方が課税される場合、あるいは生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

■支給額
支給対象者1人につき6千円

■申請手続き
8月下旬頃より、給付対象者に対し申請書を直接送付する予定です。申請書の受付期間は、9月から3か月間を予定しています。

◆臨時福祉給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報情報の詐欺」にご注意ください◆
臨時福祉給付金を装った詐欺にあわないよう、次のことに注意してください。

①市、国、県などがATM(現金自動預払機)の操作を希望したり、給付のために手数料などの振込を求めたりすることは絶対にありません。

②現時点で、市、国、県などが住民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報照会することは絶対にありません。

市、国、県などをかかった電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず市役所や警察署にご連絡ください。

◆配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援◆
配偶者等からの暴力を理由に安芸高田市へ避難されており、事情により、平成27年1月1日時点で住民登録を移すことができていない方で、一定の要件を満たす方は、申出していただくことにより、安芸高田市で、臨時福祉給付金の支給の申請を受け付けることができる場合があります。申出後、平成27年1月1日時点で住民登録がある市区町村において、配偶者等は申出者に関する臨時福祉給付金の申請はできません。その際、配偶者等に対し、申出者の現在お住まいの住所等を知らせることはありません。ただし、配偶者等が代理申請し、既に給付金を受給している場合は、市からの支給ができません。



安芸高田市緊急通報装置(あんしん電話)設置事業を廃止します

高齢者福祉課高齢者 ☎ 47-1281

■「あんしん電話」がご自宅等にありませんか？
合併以前より設置をしておりました「あんしん電話」について、老朽化に伴う機器の故障・誤作動が多発しており、平成27年8月末をもって本事業を廃止いたします。現在、事業廃止に向け機器の撤去を進めています。掲載している写真のような機器がご自宅等にありましたら高齢者福祉課へご連絡下さい。

■お太助フォンで「あんしんボタン」が利用できます
廃止する事業に代わるものとして、安芸高田市緊急通報システム(あんしん電話機能)運営事業を実施しています。この事業は、ご自宅にお太助フォンがあるお一人暮らしの高齢者等を対象に、緊急時に簡易な操作で消防署へ通報することのできる「あんしんボタン」をお太助フォンの画面上に設定するものです。利用方法等、詳細については高齢者福祉課までお問い合わせください。



■注意事項
安芸高田市緊急通報装置(あんしん電話)設置事業廃止後は、あんしん電話にある「非常」「相談」の各ボタンは利用できなくなります。ボタンを押しても消防署からの応答はありませんのでご注意ください。